

■確認申請等に係る手数料一覧

	床面積の合計	確認申請手数料 ※ 1	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料 ※ 2	
				中間検査があった場合	中間検査がなかった場合
建築物	3 0 ㎡以内	10, 000円	13, 000円	17, 000円	18, 000円
	3 0 ㎡を超え、1 0 0 ㎡以内	14, 000円	17, 000円	24, 000円	26, 000円
	1 0 0 ㎡を超え、2 0 0 ㎡以内	22, 000円	21, 000円	37, 000円	40, 000円
	2 0 0 ㎡を超え、3 0 0 ㎡以内	29, 000円	28, 000円	38, 000円	41, 000円
	3 0 0 ㎡を超えるもの	59, 000円	44, 000円	44, 000円	47, 000円
工作物	一件につき	10, 000円	9, 000円	-	9, 000円

※ 1 確認申請手数料に係る注意事項

- 1 省エネ基準を「仕様基準」に適合させる場合、下表に掲げる額を確認申請手数料に加算する。

用 途	床面積又は住戸数	加算額
一戸建ての住宅	2 0 0 ㎡未満	7, 000円
	2 0 0 ㎡以上	8, 000円
共同住宅等	4 戸以下	30, 000円
	5 戸以上、1 5 戸以下	70, 000円
	1 6 戸以上	87, 000円

※確認を受けた省エネ基準適合に係る計画を変更し「仕様基準」に適合させる場合に加算する額は、個別にお問い合わせください。

- 2 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める面積について算定する。
- 一 建築物を建築する場合（二に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積
 - 二 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - 三 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合（四に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一
 - 四 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一
- 3 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあっては、7, 000円とする。確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、6, 000円とする

※ 2 完了検査申請手数料に係る注意事項

床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替えをした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一について算定する。